

議 員 派 遣 報 告 書

令和2年2月21日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第13項及び盛岡市議会会議規則第125条第1項ただし書の規定に基づき、議長において次のとおり議員派遣の決定をしたので報告する。

1 令和元年度第1回盛岡広域8市町議会議長会会議

- (1) 派遣目的 令和元年度第1回盛岡広域8市町議会議長会会議への出席
- (2) 派遣場所 岩手町
- (3) 派遣期間 令和2年2月14日
- (4) 派遣議員 高橋重幸副議長